

第5次津島市総合計画（案）

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

3－1 総論

目 次

第1編 序論	1
第1章 計画策定の趣旨.....	2
第2章 計画の構成と期間.....	2
第3章 将来展望とまちづくりの視点.....	3
第4章 本市の主要課題.....	5
第2編 基本構想	9
第1章 将来都市像.....	10
第2章 まちづくりの目標.....	11
第3章 人口・都市構造のあり方.....	12
第3編 基本計画	
3－1 総論	15
第1章 行財政運営の基本方針.....	16
第2章 基本フレーム.....	18
第3章 土地利用計画.....	21
第4章 重点戦略.....	24
第5章 施策体系.....	30

第1編 序 論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 将来展望とまちづくりの視点

第4章 本市の主要課題

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨

総合計画は、私たちのまち津島の将来像やまちづくりの指針と目標、それを具体化するための施策を定めており、市がまちづくりを市民とともに進めていくための最上位計画に位置付けられます。

本市では、平成 23 年（2011 年）3 月に「第 4 次津島市総合計画」を策定し、将来像として「～人を育み 想いをつなぐ～ ともにつくろう 住んでみたくなるまち 津島」を掲げて、計画の目標年次である令和 2 年（2020 年）に向けて施策を進めてきました。

目標年次の到来を迎える今後も明るく豊かな地域社会を持続して、市民一人ひとりが生きがいを持って、安心で快適に暮らすことができるよう、市民とともにまちづくりを進めていく指針として新たな総合計画を策定するものです。

第2章 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

◆基本構想

基本構想は、将来のまちづくりの方針及び市政の方向を定めるための基本的な考え方を示すもので、目標年次は令和 12 年（2030 年）度とします。

◆基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものです。目標年次は、基本構想と同様に令和 12 年（2030 年）度とし、中間年の 5 年後を目途として見直しを行います。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に示した分野ごとの目標を実現するために、向こう 3 カ年の間に行政の各部門が展開する施策や具体的な事業を明らかにするものです。毎年度見直しを行います。

第3章 将来展望とまちづくりの視点

第5次津島市総合計画の策定に際しては、将来の社会経済環境の変化を展望し、求められるまちづくりの視点を踏まえた計画策定が必要となります。

(1)少子高齢化の進展による人口減少

少子高齢化が進み人口減少社会に転換しており、地域社会の担い手不足が懸念されるとともに、社会保障費の増大や消費の縮小などマイナス面の影響が予想されます。また、生産年齢人口の減少に伴い、人材不足・後継者不足が深刻化するとともに、社会保障制度が持続不可能となることが危惧されます。

【まちづくりの視点】

定年延長や高齢者の就労機会の確保、女性の社会進出の促進など、年齢・性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会への転換が求められています。また、超高齢社会で見込まれる要介護者の増加を抑制するため、健康寿命の延伸と自立の促進が求められています。

(2)地域社会の構造変化

市民の価値観やライフスタイルの多様化、外国籍市民の増加、単身世帯やひきこもりの増加などにより、地域社会における人間関係が希薄化し社会からの孤立が懸念されるなど、地域課題の多様化と行政ニーズの拡大が進行しています。

【まちづくりの視点】

年齢、性別、障がいの有無、国籍、価値観等にかかわらず多様な市民が地域と関わる機会を増やし、地域の課題解決に向けた活動への参加を通じて、支えあい・助けあいのある地域社会を形成し、地域の中で生きがい、役立ち感を感じ、幸せを実感できるまちづくりを進めることができます。

(3)都市空間・インフラの変化

空き地・空き家が増加し、市街地に都市的低未利用地が広く分布して市街地が低密度化するスポンジ化が進行しています。あわせて、今まで整備されたインフラの老朽化が進むことにより、維持管理コストの増大が予想され、生活環境の悪化や公共サービスの非効率化が危惧されます。

【まちづくりの視点】

人口減少が進んでも利便性の高い日常生活の維持と効率的なインフラの維持管理を実現するために、各地区の拠点を中心に、居住や都市機能の集約を図る「コンパクトシティ」に転換してまちの持続可能性を高めていくことが求められています。

(4)ICTの積極的な活用やスマートシティによる社会・産業の変化

ICT（情報通信技術）を活用した IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI（人工知能）、ロボットなどの社会のあり方に影響を及ぼす新しい技術を社会生活や産業に取り入れることによって、社会の発展と様々な社会問題を解決する Society5.0 の実現に向けた取組が進められています。

【まちづくりの視点】

ICT を活用した新しい技術やデータを活用し、多様な地域課題を解決しつつ、市民の生活の質の向上を実現するため、スマートシティの実現を展望したまちづくりが求められています。また、ICT を活用した新しい技術の導入・活用を促進し、既存産業の生産性の向上など地域の産業を活性化するほか、技術革新による産業・就業構造の転換に対応することが求められています。

(5)持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された世界共通の令和 12 年（2030 年）までの国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、誰一人取り残すことなく、すべてのステークホルダーが参画し、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むことで、持続可能な社会の実現をめざすものです。環境面のみならず、貧困、飢餓の解消、健康・福祉、教育、ジェンダー平等、平和と公正などの社会のあり方に関わる目標を掲げています。

【まちづくりの視点】

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、令和 12 年（2030 年）に向けて、世界各国で行政や企業をはじめとする多様な主体が取組を活発化させています。日本でも SDGs の達成に向けた地域内の各主体の意識を高め、それぞれの立場で取組を推進することが求められています。

(6)安全・安心を求める市民ニーズの一層の高まり

東日本大震災以降も地震のみならず、地球温暖化の影響と考えられる水害が頻発し、災害リスクが高まっています。また、新型コロナウイルスによる感染症拡大によって生活や社会活動が大きく変化し、市民、事業者の不安が広がっています。

【まちづくりの視点】

災害リスクに対する事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する施策を推進するとともに、地球規模で進む地球温暖化に対し、地域における緩和策と適応策を促進することが求められています。また、感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化を図るなど、地域の社会構造そのものを変革することが求められています。

第4章 本市の主要課題

人口減少は、少子高齢化に伴い人口構造を変化させ、地域社会や生活、産業に多大な影響を及ぼすものであり、人口減少を食い止める対策とともに、人口減少に適応したまちづくりを進めることが重要となります。

こうした将来の展望と求められるまちづくりの視点を踏まえ、令和12年（2030年）度に向けて対応が必要と考えられる課題を4つの視点で整理します。

（1）結婚・出産・子育て環境を充実させる

◆子育て世代の定住促進

少子高齢化対策の主眼として、結婚・子育て・定住期にあたる30～39歳の転出超過の改善が必要です。また、市民意識調査では、「子育てがしやすいまちだと思う」や「安心して子育てができる環境づくり」の満足度は平均値以上ですが、子育てサービスの水準が低いというイメージがあり、そのイメージを改善するための取組が必要です。

これに加え、家庭での子育て環境の多様化に伴い、0～2歳児の保育ニーズが更に高まることが予想されるなど、今後の子育て支援ニーズへの対応が必要です。

◆子どもの教育の充実

まちの未来を担う子どもの教育を支える学校においては、今後大きく変化する社会を生き抜く力を育む教育が必要です。

◆家庭・地域・学校の連携強化

家庭だけでなく、地域・学校がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働して子どもを育てる意識や仕組みを構築することで、地域全体で子どもの成長を支えていく環境を整えていく必要があります。

◆子育てをする家庭の多様な暮らし方の実現

子育て中の親の多様な暮らし方の実現のために、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費の無償化等の子育ての経済的負担の軽減に加え、家庭内における協力や職場における働き方・マネジメントの見直しを促進して、子育てと仕事の両立を支援することが必要です。

(2)地域の稼ぐ力とまちの活力を高める

◆地域経済の活性化と雇用機会の創出

経営者の高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、事業承継や人材確保が困難になってきている中小企業に対する対策のほか、地域経済を支える企業におけるICTを活用した新しい技術の導入による生産性の向上、新商品開発・新分野の進出など、地域産業全体の活性化が必要です。

また、起業の促進による地域経済の担い手の確保や企業誘致による新たな働く場の創出が必要です。

◆多様な働く場と若い人材の確保

市民の生きがいや生活の安定を確保するために、高齢者や女性、障がい者が希望する多様な就労の場の確保が必要です。

人口の定住や産業の創出を図る上では、若い人材の確保が必要となることから、市内外の若者が活動・活躍できる機会を提供し、若い世代の地元回帰を促進するとともに、地域に貢献する若い人材を育成することが必要です。

また、リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋市との位置関係を生かして新たな人口の流入を促進することが必要です。

◆地域資源の活用と魅力の発信

まちの魅力を発信し、交流人口の拡大と地域への愛着を育むために、本市の特徴である歴史・文化などの地域資源を活用して、本市の魅力の発掘と発信が必要です。

◆人口減少に対応した都市構造への転換

市街地の質と人口密度を高めるため、空き地・空き家の活用による新たな機能の導入と周辺環境の整備を進め、各地区の拠点への居住と都市機能の集約化を図るとともに、インフラの適正化・再配置が必要です。

津島の顔・玄関となる駅を中心とした周辺の活性化を図ることで、都市機能を充実し、都市の魅力を高めることができます。また、多様な暮らし方を実現できる居住環境を提供し、定住環境の魅力の向上を図ることが必要です。

◆若い世代の地元回帰

人口減少の大きな要因となっている20～30歳代の若い世代の流出を抑制するために、学校や地域活動を通じて、地域に対する誇りや愛着を育み、将来的な地元回帰を促すことが必要です。また、地域資源の発掘・活用に関わる活動に多様な人々の参加を積極的に受け入れることにより、継続的に多様な形で地域と関わる関係人口を拡大することが必要です。

(3) 安心して暮らすことができる環境を確保する

◆超高齢社会に対応した地域福祉体制の充実

人口構造の変化に伴い、地域全体の高齢化や高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、超高齢社会に対応した地域で支えあう地域福祉体制を確立するとともに、要介護者の増加を抑制するために健康づくりや介護予防を推進することが必要です。

◆防災・減災対策、危機管理体制の強化

地球温暖化に伴う自然災害の頻発化・甚大化や大規模地震の発生のおそれがあり、災害リスクが高まっていることから、国土強靭化の推進が喫緊の課題です。さらに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対応は、日常生活における感染拡大防止のみならず、災害時の避難所における対応や、感染症により疲弊した地域経済の復興対策が必要です。

◆コミュニティの機能強化

誰もが暮らしやすい地域の実現に向け、多様化する地域課題の解決には、多様な主体・世代の参画により住民同士が支えあい、助けあう地域社会の形成が求められており、その受け皿となるコミュニティ活動の担い手の確保と機能強化が必要です。

◆持続可能な環境の保全

持続可能なまちを実現するためには、暮らしを支える地域の環境の保全が不可欠であるとともに、地球規模で進む地球温暖化を防止するための取組と併せて、すでに起こりつつある気候変動による影響への備えや新しい気候条件の利用を地域全体で進めていくことが必要です。

(4) まちづくりの力を支える基盤を強化する

◆多様な主体間の連携強化

持続可能なまちづくりを推進するためには、まちで暮らし、活動する多様な主体が、それぞれの活動を推進するとともに、各主体間の連携を強化し、多様な課題に対応できる地域力を高めることができます。

また、行政課題・地域課題の解決に寄与する技術やサービスを有する企業等との連携を推進し、行政の効率化と公共サービスの向上を図ることが必要です。

◆行政サービスの基盤整備の推進

変化し続ける多様な地域課題に対して、迅速かつ的確に対応していくためには、必要な行政サービスの継続的な提供を可能にする財政基盤の強化が不可欠です。そのためには、効果的・効率的な行財政運営の推進と税収の確保を図ることが必要です。

第2編 基本構想

第1章 将来都市像

第2章 まちづくりの目標

第3章 人口・都市構造のあり方

第2編 基本構想

第1章 将来都市像

津島は、歴史・文化、自然環境、人と人の関わりといったこれまで培ってきたまちの資源を持っています。

こうしたまちの資源を力として、まちに住む、まちで働く、まちを訪れるなど、津島と関わりをもって暮らす多様な人々をつなぎ、一人ひとりが主人公になれるまちづくりを進めることで、まちに関わるすべての人の思いがつまった、共感できるまちをめざします。津島に関わる人の思いが、そこに暮らす人の望む多様な暮らしの実現につながります。

まちの未来は、人と人、人とまちとのつながりが生み出す多様な暮らしの先にあります。津島と関わり暮らしていることを誇れるまちと一緒に育て、誰もが住んでみたい、住んでよかったです、そして幸せを実感することができる魅力あるまちを未来につないでいきましょう。

～未来につなぐ～

住んでみたい 住んでよかったですまち 津島

第2章 まちづくりの目標

将来都市像「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」を実現するために、次に3つのまちづくりの目標を掲げます。

1 子育てしやすいまち

子育てニーズに対応した子育て支援や子育てサービスの提供を行い、子育てをする家庭を支えるとともに、まちの未来を担う人材となる子どもの教育を充実させ、家庭・地域・学校が連携して地域全体で子どもの成長を支える環境を整えます。

2 活力あるまち

地域産業の活性化や集約型都市構造への転換による都市機能・定住環境の充実を図るとともに、歴史・文化をはじめとする誇るべき地域資源を生かした魅力の発信を通じて、地域への人の流れをつくります。

また、若者や女性が地域で活躍できる場を整えることによって、若い世代の地元回帰や様々な形で市と関わる人を積極的に受け入れる環境を整えます。

3 安心して暮らせるまち

高齢者や要支援者の暮らしを支え、災害に対応することができるまちの仕組みを構築・維持するとともに、コミュニティ機能の強化を通じて地域力を高め、高齢化の進展への対応や地域課題の解決を図ります。

また、暮らしを支える地域の環境の保全や環境負荷の低減により、まちの持続性を高めます。

第3章 人口・都市構造のあり方

1 人口の将来展望

将来人口を推計すると、本市の人口は減少傾向が続くことが予想されます。

子育て環境の充実や雇用の場の確保をはじめ、住宅・居住環境の整備、魅力あるまちづくりなど、各種施策を推進することで、まちの魅力を高め、交流人口や関係人口の増加や、市民が住み続けたいと感じるまちづくりを進めるとともに、他地域から転入する人を増やし、人口減少のスピードの緩和を図ります。

そこで、本計画の目標年次における人口を次のように展望します。

令和 12 年（2030 年） 56,600 人～59,500 人を展望

2 都市構造のあり方

将来に向けた都市構造のあり方は、人口減少を伴う人口構造の変化、産業構造の変化、ライフサイクルや働き方の変化に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」に対応したまちのあり方などを踏まえて考える必要があります。

これまで積み重ねてきたまちの歴史に、リニア中央新幹線の開業を見据えながら今の津島市の特色や個性を磨き、新時代を見据えて IoT や ICT を活用したスマートシティをめざすことに加え、災害への対応などを踏まえ、市民の暮らしが便利で快適であるとともに、ゆとりが得られる都市環境を実現していかなければなりません。

そのため、まちの魅力となる市街地の質と人口密度を高め、都市機能を維持することをめざし、中長期の視点で、まちの機能の集約化とネットワーク化により実現するコンパクトシティの方向性をもって、社会変化に柔軟に対応できる持続的な都市の形成に必要な土地利用や都市機能の確保を進めます。

① 暮らしやすい都市構造に向けたコンパクトシティの実現

「まちの顔」となる津島駅を拠点として、駅前広場やその周辺市街地に、生活の質を向上させる都市機能とゆとりある日常生活を支え生活利便性を高める機能を集積・集約し、都市の中心として活力あるまちなかを形成します。

一方、郊外では、市街地に地域の生活を支える都市機能を集約し、集落地等では幅広い世代がコミュニティを育むことができる居住環境を維持していきます。

こうしたまちなかの機能が相互に連携し、相乗効果を生むために、公共交通や道路のネットワークを充実させ、ゆとりと便利が保たれ、そして快適に暮らすことができるコンパクトシティの実現に向けた取組を進めます。

② 交流を創出し発展性がある都市環境の形成

まちの歴史・文化や人々の生活に根付いた行・祭事等の地域資源を市民と協働して守り、育てていく中で、地域への市民の愛着を高めるとともに、新たな関係人口を創出していくことで、多様な暮らし方を実現でき、多様な世代がいきいきと暮らすまちづくりを実現できます。

道路、公園等のゆとりのある公共空間や沿道の建物はもちろん、地域で活動・交流するサロン等の空間・居場所づくりを通じ、シビックプライドを育む都市環境と地域の個性や特性を生かした景観の形成を進めます。

③ 活気あふれる産業を創出する環境の形成

地域経済の活性化のための展開として、企業誘致の推進、新技術を活用した既存産業の高度化や物流の効率化、次世代産業の創出等のため、周辺環境との調和や災害リスクにも対応しながら交通利便性の高い地域への産業立地、広域交流の玄関口となるインターチェンジに接続する幹線道路沿いへの物流施設の集積等を実現できる新たな土地利用を進めます。

また、市内の土地利用の3分の1を占める農地については、農業を支える基盤となる優良農地としてだけでなく、都市近郊としての地域交流の発展、防災等の多面的な活用等を行いながら保全していくことで、地域特有の産業を生かした都市環境の形成を進めます。

④ 安全・安心で住み続けたい環境の形成

自然災害の頻発・激甚化による災害リスクが高まっており、防災拠点をはじめとする防災インフラの整備等のほか、ハザードマップの周知等、ハード面とソフト面を組みあわせた総合的な対策を推進する必要があります。

また、この地域が乗り越えてきた災害の経験を生かしながら、一人ひとりの災害に対する意識を高め、被害の軽減につなげるとともに、被災後においても速やかに災害復興に移行できるよう地域を支える主体と協働で事前対策を進めます。

さらに、大規模な災害にも対応していくため、近隣市町村との協力体制を構築するなど、災害を乗り越えて安全・安心を得られる都市環境の形成を進めます。

第3編 基本計画

3－1 総論

第1章 行財政運営の基本方針

第2章 基本フレーム

第3章 土地利用計画

第4章 重点戦略

第5章 施策体系

第3編 基本計画

3-1 総論

第1章

行財政運営の基本方針

(1) 財政の状況

本市の財政状況は、平成22年（2010年）度から平成30年（2018年）度では、平成26年（2014年）度が歳入のピークで以降は概ね横ばいとなっています。この期間には、地方交付税は減少し、市民税は横ばいとなっており財政運営に必要な一般財源は頭打ちとなっています。

歳出は、医療費や社会福祉費を中心とした扶助費は確実に増加していますが、公債費と人件費を加えた義務的経費は抑えてきています。しかし、市民病院や介護保険、国民健康保険などの企業会計・特別会計に対する一般会計からの支出金が億円規模で増加する年度も見られ、特に扶助費と企業会計・特別会計に対する支出金で財政を圧迫しています。

その結果、積極的な投資を控えて、投資的経費を抑えてきています。今後も多様な手法により、一層の歳出抑制と財源の確保に努めていく必要があります。

(2) 基本的な考え方

厳しい財政状況の中でも、市民生活に必要不可欠なサービスを確実に提供するとともに、社会情勢の急激な変化に伴う行政需要の変化に的確に対応できる持続可能な行財政運営を進めるための基本的な考え方を以下のとおりとします。

① 職員の人材育成と組織風土の改革

コスト意識や経営感覚を持ち、地域の課題を適切に把握・分析しながら政策形成を行うことができる人材の育成に力を入れます。また、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、積極的に改善改革に取り組む意識づくりを行い、チャレンジし、考え続ける組織風土づくりを進めます。

② 効果的・効率的な行財政運営

今後、地方分権が進展していく中、必要な行政サービスを的確に提供し、自立的な財政運営を確立するために、産業の振興や定住の促進などにより税収の確保を図るとともに、行財政改革による経費の抑制を図りつつ、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効果的に配分する効果的・効率的な行財政運営を推進します。

③ 協働による地域資源の有効活用

行政の持つ経営資源（財源、人材、施設）を今まで以上に有効に活用することはもちろんのこと、市民、地域、事業者などの民間が持っている資源を効果的に組みあわせて、地域で求められているニーズに迅速かつきめ細かく対応できるようにします。また、公民連携を進めることにより質の高い公共サービスを効率的に持続的に提供することのみならず、地元企業にビジネスの機会を提供して地域の活性化の効果も創出します。

そのために、市民、地域、事業者などの民間と行政が、それぞれの得意分野や特長を生かして連携し、補いあうことによって、課題の解決や公共の利益の増進に向けて相乗効果を発揮する協働のまちづくりを推進します。

④ 施策効果を高める進行管理システムの確立

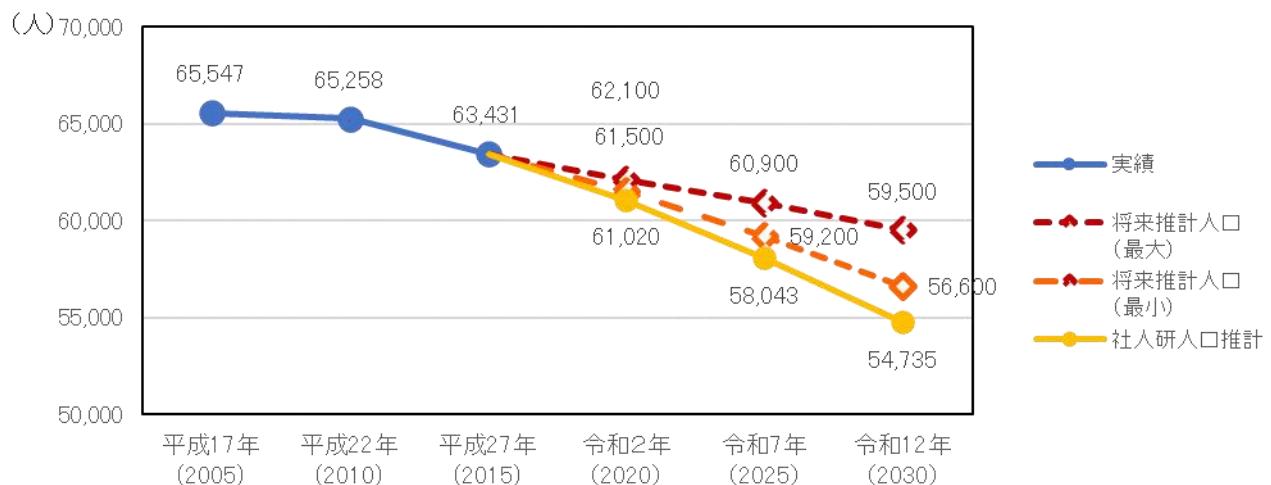
前年度の成果に基づいて施策や事業の目的、目標を明らかにし、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルにより、評価結果が各部署の計画や次の事業展開の内容、予算にフィードバックされる総合計画の進行管理の仕組みを構築し、効果的な事業展開につなげます。

第2章 基本フレーム

(1)人口

本市の人口は、平成 17 年（2005 年）の 65,547 人をピークに減少傾向が続き、平成 27 年（2015 年）には 63,431 人となっています。

国の研究機関として全国及び各自治体の将来推計人口・世帯数の作成・公表を行っている国立社会保障・人口問題研究所による令和元年（2019 年）度の本市の人口推計では、令和 12 年（2030 年）には 54,735 人と大きく減少することが予想されます。しかし、子育て施策の充実等により、転出超過となっている子育て世代の転出を重点的に抑制するとともに、地域資源を活用した魅力あるまちづくりなどを推進することで、人口減少を緩やかにし、本計画の目標年次である令和 12 年（2030 年）の人口を 56,600 人から 59,500 人と設定します。



※将来人口推計（最小）は、平成 27 年（2015 年）度に策定した津島市人口ビジョンに従い、合計特殊出生率を令和 12 年（2030 年）に 1.80、令和 32 年（2050 年）に 2.07 となることを目標に設定。純移動率は、社人研の推計どおりに算出したもの。

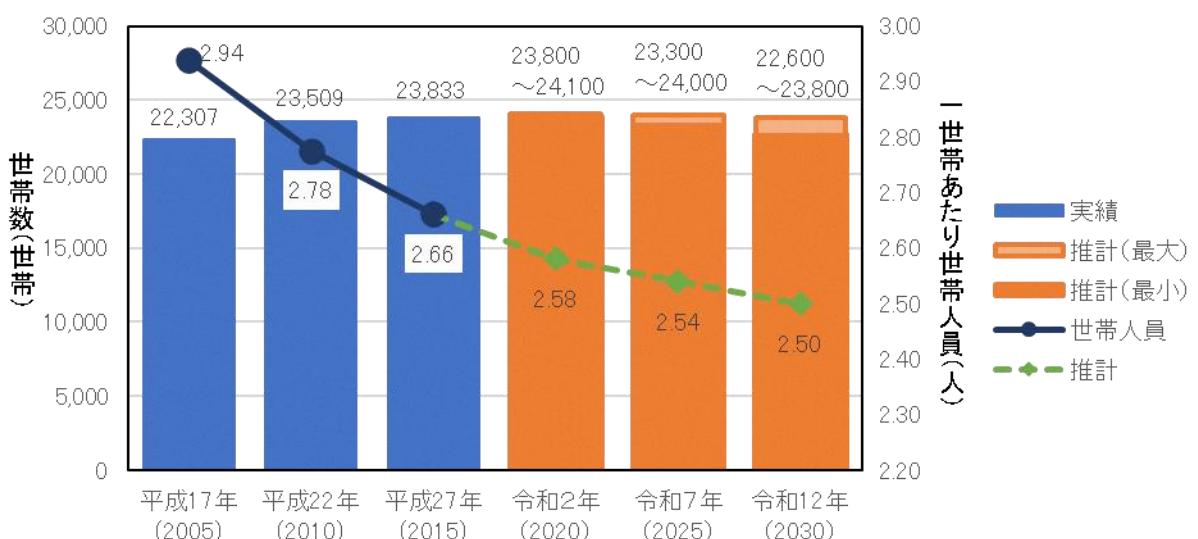
※将来人口推計（最大）は、平成 27 年（2015 年）度に策定した津島市人口ビジョンに従い、合計特殊出生率を令和 12 年（2030 年）に 1.80、令和 32 年（2050 年）に 2.07 となることを目標に設定。さらに、令和 2 年（2020 年）までの人口移動率のマイナスを半減、令和 2 年（2020 年）以降はマイナス分をゼロ（社会増）と仮定した推計。

(2)世帯数

本市の世帯数は、人口が減少してきた一方で、核家族化の進行や単身世帯の増加等により、増加傾向が続き、平成 27 年（2015 年）には 23,833 世帯となっています。

今後、世帯数は緩やかに減少傾向へと転じ、令和 12 年（2030 年）の将来世帯数は 22,600 世帯から 23,800 世帯と設定します。

一世帯当たりの世帯人員は、一貫して減少傾向が続き、平成 17 年（2005 年）には 2.94 人と 3 人を割り込んでいますが、減少率は緩やかになり、令和 12 年（2030 年）には 2.50 人になると設定します。

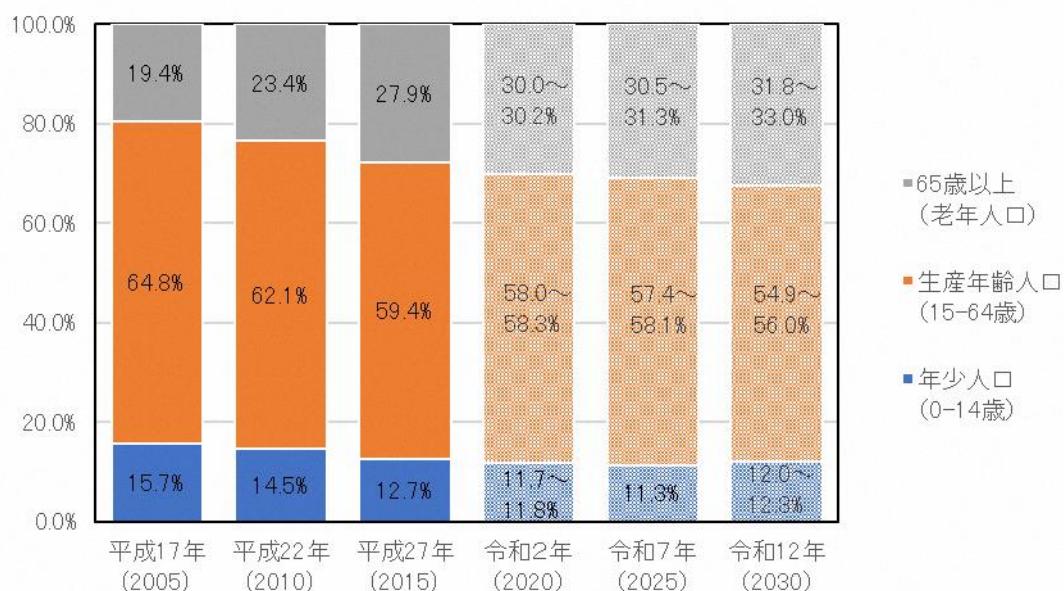


(3)年齢別人口

平成 27 年（2015 年）には、年少人口（0～14 歳人口）は 8,007 人（総人口に占める割合 12.7%）、生産年齢人口（15～64 歳人口）は 37,568 人（同 59.4%）、老人人口（65 歳以上）17,628 人（同 27.9%）となっています。

年少人口、生産年齢人口が人数、構成比ともに急激に減少する中で、老人人口は急激に増加しています。

今後も年少人口、生産年齢人口の減少は続くことが予想され、令和 12 年（2030 年）には、年少人口（0～14 歳人口）は 6,800 人（総人口に占める割合 12.0%）から 7,300 人（同 12.3%）、生産年齢人口（15～64 歳人口）は 31,100 人（同 54.9%）から 33,300 人（同 56.0%）と設定します。一方、老人人口は増加傾向が緩やかになり、18,700 人（同 33.0%）から 18,900 人（同 31.8%）になると設定します。



	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)		令和 7 年 (2025)		令和 12 年 (2030)	
0～14 歳	10,316	9,411	8,007	7,200	7,300	6,700	6,900	6,800	7,300
	15.7%	14.5%	12.7%	11.7%	11.8%	11.3%	11.3%	12.0%	12.3%
15～64 歳	42,495	40,322	37,568	35,700	36,200	34,000	35,400	31,100	33,300
	64.8%	62.1%	59.4%	58.0%	58.3%	57.4%	58.1%	54.9%	56.0%
65 歳以上	12,736	15,230	17,628	18,600	18,600	18,500	18,600	18,700	18,900
	19.4%	23.4%	27.9%	30.2%	30.0%	31.3%	30.5%	33.0%	31.8%
総人口	65,547	65,258	63,431	61,500	62,100	59,200	60,900	56,600	59,500

※平成 22・27 年の年齢 3 区分別人口の人数と割合は、年齢不詳分を除いて算出

※年齢 3 区分別人口の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出

第3章 土地利用計画

本市においては、人口減少が進み、財政状況も深刻化することが懸念されることを踏まえ、新しいものをつくり続けるのではなく、既存ストックをうまく活用しながら、多様な世代が暮らしやすいコンパクトな都市を形成していくことが重要です。

特に本市の市街地は、津島駅周辺に商業・業務、その周辺に住宅地が集積したことで発展してきたほか、新たな産業となる工業についても、流通性・利便性の高い幹線道路沿いに集積してきました。

本市がめざすべき将来の土地利用計画では、この特徴をより深め、合併等の歴史的経緯や市街地形成状況等を考慮して、津島市都市計画マスタープラン（2021-2030）と連携を図り、本市の顔となる津島駅をはじめ、市内の東西南北それぞれの方角に「玄関口」を位置づけ、それぞれの地域特性を踏まえながら、本市の活力や魅力を向上させる土地利用を図るとともに、コンパクトで暮らしやすい新しい時代の新たな津島市をめざします。

（1）まちなか創造ゾーン

津島駅周辺については、中心市街地としての機能を再生し、活発な市民交流の拠点とするために、生活空間との調和を図りながら、商業・業務・交流施設を中心とした日常生活のための利便施設を集積し、集約型都市構造のまちなかを形成する拠点とします。

（2）市街地居住ゾーン

多様な世代が、本市に住み続けられる居住環境に向け、市街地居住ゾーンごとの特性に応じたまちづくりを進め、生活道路の整備・改善や身近な公園などの基盤整備を進めるほか、人口流入の促進、人口流出の抑制につながる施策と連携して市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約してコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図ります。

また、市街地居住ゾーンごとの移動を快適で便利に行えるよう、公共交通網の充実や道路ネットワークの整備を行います。

さらに、高い確率で発生が予測される大規模地震や近年多発する自然災害などの災害リスクを踏まえ、地域の自主防災会と協働して災害耐性を強め、被害を軽減するソフト事業を実践していくとともに、避難空間の確保や円滑な応急・復旧活動などが行えるよう、防災機能の充実を図ります。

（3）産業創造ゾーン

産業が活気あふれる都市づくりを進めるため、東名阪自動車道インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等、ポテンシャルの高い区域を中心に、都市計画法（地区計画）の制度を活用して、近年多発する自然災害の浸水リスクを踏まえ、本市の産業の活力と雇用の創出を先導する区域として、工業機能や物流機能が集積した拠点づくりを推進します。

(4)地域振興ゾーン

広域交流の軸として期待される主要幹線道路である名古屋津島線の整備進捗に併せて、都市計画法（地区計画）の制度を活用し、名古屋市に近いという立地特性を生かして地域外から人を呼び、地域に仕事を生み出す「地域振興ゾーン」を配置し、新たな魅力を創出します。

(5)沿道立地ゾーン

西尾張中央道やあま愛西線、名古屋津島線といった市街化調整区域の県道周辺においては、農業との調和を図りながら、沿道利用施設を誘導します。

市街化区域内の国道155号沿線や名古屋津島線周辺においては、付近の住宅地と調和のとれた商業・業務・住居の複合的な土地利用を推進します。

(6)田園環境ゾーン

集団的に農地が存在する地域については、農業振興のための農地保全や良好な営農環境の保全、農業生産基盤の整備を進めるほか、食への関心が高まっている中で、名古屋市からのアクセスの良さを生かし、市民団体や民間企業と協働して、農産物直売施設（ファーマーズマーケット）やグリーンツーリズムとなる農業体験、さらに障がいのある人が農業分野で活躍する「農福連携」など、自然や農とふれあいながら生きがいや雇用を創出する場を生み出す施策を検討します。

また、雨水などの貯留機能、景観や自然環境の保全といった農地の多面的機能を活用して、地域の豊かな暮らしを保持します。

市街化調整区域内に点在する既存集落については、生活道路の整備や狭隘道路の解消による環境改善の推進、さらに市街地居住ゾーンと同様に防災機能の充実を図ります。

(7)歴史文化ゾーン

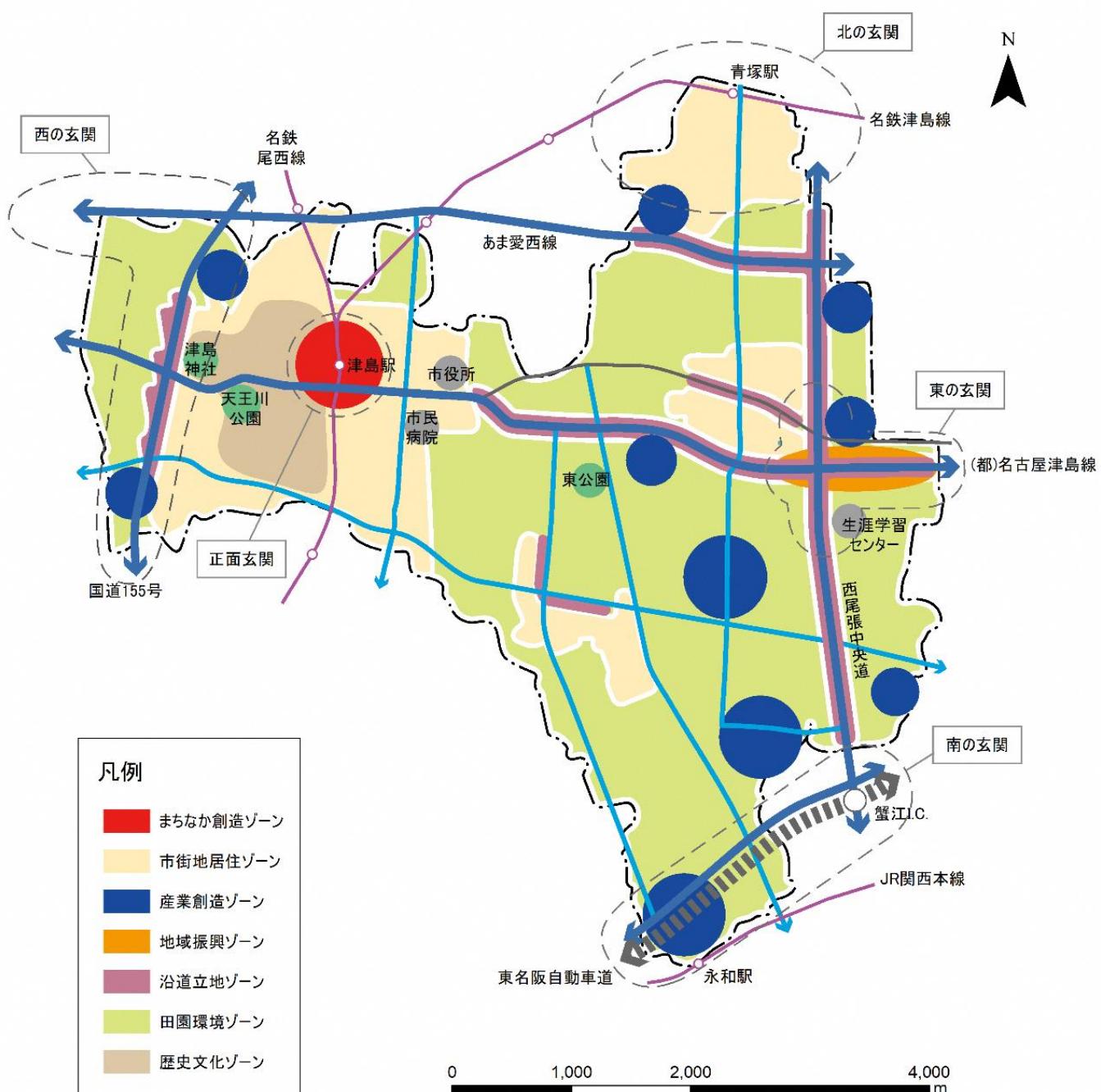
津島神社周辺地域においては、重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された尾張津島天王祭や、尾張津島秋まつりなどの伝統的なまつり、堀田家住宅などの歴史的建造物や、自然的景観を残した天王川公園、この地域特有の茶の湯文化など、市を代表する歴史的文化的資源が集積しています。さらに津島駅から津島神社までのエリアには歴史的に貴重な町家・町並みが現存しています。今後も歴史的景観や周辺環境との調和に配慮しながら、地域の歴史的資源や文化、町並みを保全し、後世へ伝承するように努めます。

(8)その他

河川・水路などについては、治水対策や自然環境の保全に配慮した快適な親水空間の創出に努めます。

公園緑地については、うるおいのある市民生活や防災機能だけでなく、市民の憩いの場、健康増進にも寄与する身近な公園を適正に配置し整備に努めます。

土地利用計画図



第4章 重点戦略

1 重点戦略(津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

重点戦略は、将来都市像及びまちづくりの目標を実現するため、中長期展望で力点を置く施策であり、各部門が連携して横断的に推進します。重点戦略に位置付けた施策を重点的に実施することで、各分野の施策をけん引し、計画全体の着実な推進を先導するものとなっています。

さらに、重点戦略を「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置づけ、地方創生のめざす「将来にわたって活力ある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」を推進します。

地方創生のめざす将来に向け、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図ることで人口減少を和らげるとともに、歴史や文化、町並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域の形成を図ります。

また、地域ごとの特性を生かして地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域の外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげるなど、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済の強化を図ります。

一方で、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、人口減少を和らげる対策とともに、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域づくりも同時に進めます。

重点戦略を「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、総合計画のまちづくりの目標の実現に向けた施策の推進を図ることによって、地方創生がめざす将来の実現につなげます。

重点戦略の構成

戦略1	子どもを産み育てやすい環境をつくる
戦略2	まちの活力を高め、人の流れをつくる
戦略3	支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

2 分野横断型まちづくりの推進

戦略1 子どもを産み育てやすい環境をつくる

【基本的方向】

安心して子どもを産み、育てたいという希望をかなえるための切れ目のない支援を行うとともに、変化の著しい社会の中で自らの力で生き抜く力を付けるために、学校や地域と連携した教育環境の充実を進めます。

子育てが様々な形で支えあいながら行われることで、親の負担が軽減されるだけでなく、子育てを通じて、人や地域とつながりが生まれ、地域で子育てできる環境づくりを進めます。

【施策】

① 切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援

子育てサービスや情報の提供、子育てに係る負担の軽減といった個々の支援のほか、子育て世代包括支援センター事業において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を総合的に行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を形成します。

＜関連する分野別施策＞

- 1-1-4 親子が健やかに育みあう支援の充実
- 1-4-4 福祉医療の充実
- 1-5-1 保育サービスの充実
- 1-5-2 地域の子育て支援体制の充実

② 子どもの「生きる力」を育む教育の充実

学校の教育環境を充実するとともに、家庭・地域が連携して子どもの豊かな体験・学びを支えることによって、多世代が協力して地域ぐるみで子どもの「生きる力」を育みます。

＜関連する分野別施策＞

- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-1-1 特色ある教育の推進
- 2-2-1 生涯学習の推進
- 2-2-3 青少年の健全育成

③ 地域で子どもを見守り育てる環境の充実

家庭・地域・学校との連携を通して、親が子ども・子育てについて学び、子どもとともに成長する家庭教育を充実することにより、子どもを通じてできる親同士のつながりや子育てをお互いに助けあう関係づくりを進め、地域で子どもを見守り育てる環境を形成します。

＜関連する分野別施策＞

- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-1-1 特色ある教育の推進
- 2-2-1 生涯学習の推進
- 5-1-2 コミュニティ活動の活性化

④ 子育てと両立できる生活の支援

企業等における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する等によって、子育てと仕事等を両立しやすい環境をつくり、子育ての経済的負担の解消や多様な暮らし方を支えます。

＜関連する分野別施策＞

- 1-5-1 保育サービスの充実
- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-4-2 男女共同参画社会の推進
- 3-2-3 雇用確保と市内での就業の支援

戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる

【基本的方向】

若者や女性がやりがいを持ち、安定した生活を送ることができる雇用の場の創出や起業しやすい環境を整備するとともに、快適で利便性の高い居住環境を整備し、働きながら住み続けられる環境づくりを進めます。

また、歴史・文化資源だけでなく、地域の農産品や工業製品、景観、ひと、まちでの暮らし方・働き方などの多様な地域資源を活用してまちの魅力を発信するとともに、交流人口や継続的に地域に関わる関係人口の創出・拡大などに取り組むことでまちの活力を高め、人の流れをつくります。

【施策】

① 地域産業の活性化

事業継承など地域企業の支援や企業誘致を通じて、地域経済の安定と成長を実現することにより、生活者の暮らしの安定を支える雇用の創出や若者にとって魅力のある雇用の場を確保し、地域の稼ぐ力を高めます。

＜関連する分野別施策＞

- 3-2-1 商業の活力強化
- 3-2-2 工業の活力強化

② 多様な働き方の実現

市内の事業者の情報を広く発信し、市内事業者への就業を支援するとともに、起業・創業や空き家・空き店舗を活用した起業支援等により、多様な働き方が実現できるように支援します。その中で、高齢者や女性、障がい者などの働く場の選択肢が広がるような取組を進めます。

＜関連する分野別施策＞

- 1-7-2 障がいのある人の自立と社会参加の支援
- 2-4-2 男女共同参画社会の推進
- 3-2-3 雇用確保と市内での就業の支援
- 5-5-1 行政からの情報発信

③ 駅周辺の活性化

津島の顔・まちの玄関にふさわしいものとなるよう、津島駅や天王通りをはじめとする駅周辺の活性化に向けた取組を進めるとともに、空き家・空き店舗活用、特色を生かした景観形成、都市機能や生活サービス機能の集約化を進め、快適で利便性の高い居住環境の整備を推進します。

<関連する分野別施策>

- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり
- 4-1-2 社会情勢の変化に対応したまちづくり
- 4-3-1 総合的な道路交通体系の形成

④ 交通ネットワークの充実

都市機能や生活サービス機能を集約する拠点を中心に、公共交通や道路などで結ぶ総合的な交通ネットワークの充実を図るとともに、まちなかの移動を快適にする歩行環境の整備などを進めます。

<関連する分野別施策>

- 3-7-4 交通環境の整備
- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり
- 4-1-2 社会情勢の変化に対応したまちづくり
- 4-2-1 交通ネットワークモビリティサービスの充実
- 4-2-2 コミュニティバスの利用促進

⑤ 魅力の発信と関係・交流人口の拡大

地域資源の掘り起こしとそのプロモーションにより、まちのブランド力を高め、市内外から人を引き付けることができる地域の魅力を高めます。また、歴史・文化資源をはじめとする地域資源を活用した交流人口の増加や地域資源を契機として地域と関わる関係人口の創出を図り、移住・定住の促進につなげます。

<関連する分野別施策>

- 2-3-3 歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ・発信
- 3-3-1 関係・交流人口の創出
- 3-3-3 観光 PR と情報発信
- 3-3-4 受入体制の充実
- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり

戦略3 支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

【基本的方向】

生活の安全や安心を維持することができるように、地域における支えあいや健康づくりの取組を促進するとともに、災害に対する安全性を高めるための防災・減災対策を進めます。さらに、市民活動が活発で地域自治力が高い地域づくりを進めます。

【施策】

① 医療・福祉サービス等の機能の確保

健康づくりの支援やスポーツを通じた健康増進、地域医療の確保といった健康に関する取組を進めるとともに、地域の関係者間の連携により「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」について、幅広い支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの取組を推進します。

＜関連する分野別施策＞

- 1-1-2 世代をこえた健康づくりの支援
- 1-2-2 地域医療構想を踏まえた市民病院の役割の推進
- 1-4-3 健康づくりの支援
- 1-6-1 地域包括ケアシステム推進のための取組
- 2-2-2 生涯スポーツの推進

② 防災・減災対策の推進

災害が発生しても被害を最小限にとどめ、市民の生命が守られるまちをめざします。特に災害時においては「公助」だけではなく、「自助」・「共助」が重要となるため、地域防災の担い手の育成と取組を促進します。

＜関連する分野別施策＞

- 3-5-5 救急体制の充実
- 3-5-6 大規模災害対応能力の充実
- 3-6-2 地域防災力の向上
- 3-6-3 自助意識の醸成
- 4-4-1 良好的な居住環境の実現
- 4-6-2 計画的な更新及び災害時の備えの充実

③ 地域活動の活性化

価値観やライフスタイルの多様性を踏まえて市民の誰もが認め合い、共生することができる地域をめざし、コミュニティ推進協議会や市民活動団体などによる地域活動を促進します。また、若者など多世代の地域活動への参加を促進し、地域の担い手を育成します。

＜関連する分野別施策＞

- 1-3-1 地域福祉の体制の構築
- 3-3-1 関係・交流人口の創出
- 5-1-1 協働のまちづくり
- 5-1-2 コミュニティ活動の活発化

④ 環境保全と持続可能な社会の形成

省エネルギー行動や再生可能エネルギーの利用を促進し、地域全体としてエネルギー使用の合理化に取り組むとともに、自然環境の保全やごみ処理に伴う環境負荷を低減する循環型社会の実現を推進し、持続可能な社会の形成をめざします。

＜関連する分野別施策＞

- 3-4-2 資源循環型社会の形成
- 3-4-3 地球温暖化の緩和策と適応策の推進
- 4-5-1 公園・緑地の整備と魅力向上
- 4-8-3 水環境の保全意識の啓発

3 戰略の推進に向けて

分野を横断して展開する重点戦略は、各分野の施策に共通する次の5つの観点を踏まえて推進します。

① SDGs の実現に向けた取組の推進

SDGs は、経済・社会・環境の三側面に統合的に取り組むことで目標を達成することをめざしています。重点戦略では、SDGs の17の目標を達成するための169のターゲットを意識して、施策を展開します。

② Society5.0 の推進

ICTなどのSociety5.0の実現に向けた未来技術は、これからの中社会の中で、分野横断的な地域課題の解決や地域の魅力向上につながる重要なツールとされており、各分野での取組に当たっては、未来技術の活用を視野に入れて検討を進めます。

③ 多様な地域の担い手の参画促進

本格的な人口減少により地域の担い手が不足することが予想されています。様々な地域課題の解決に向けて、地域の住民だけでなく区域外の個人、さらにNPO・団体、企業などの多様な主体を担い手とする取組を推進し、新たな地域の担い手の参画を促進します。

④ 公民連携・パートナーシップの推進

多様化・高度化する地域課題に対応し、市民やNPO・団体、企業、他自治体などと連携することにより、効果的な課題解決や効率的な行政サービスの提供の実現を図ります。特に、PFIなどの民間の資金や技術を活用する手法を導入し、質の高い公共サービスの実現をめざします。また、自治体と民間企業等がSDGsを介して同じ目標を共有することで、官民の新たな連携を促進します。

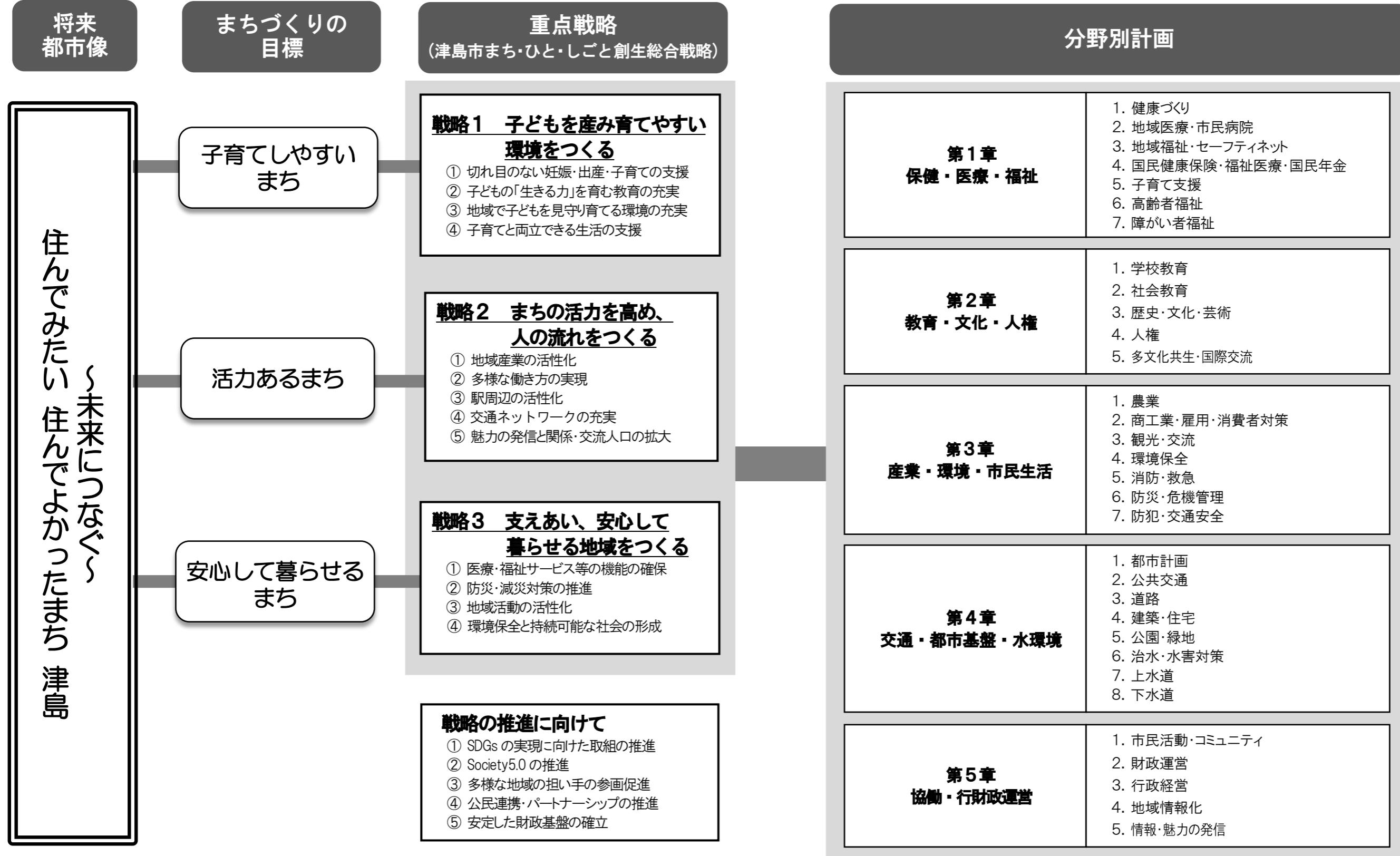
⑤ 安定した財政基盤の確立

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、安定した財源の確保をめざします。また、今後の行政需要の変化を見極めながら、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効果的に配分する効率的な財政運営を行います。

第5章 施策体系

1 施策体系図

将来都市像「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかつたまち 津島」の実現に向けて掲げた3つのまちづくりの目標に向けて、各分野別計画において施策を展開します。



2 施策体系とSDGs

SDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までの国際目標で、持続可能な社会を実現するための17のゴール（めざすべき姿）、169のターゲット（具体的な取組）及び232の指標（進捗状況を測る指標）から構成されています。

SDGsの17のゴールは、相互に関連があることから、その取組を進めるに当たっては、個々の施策が多様な成果を生み出すことを認識するとともに、施策を有機的に連携させていくことが重要となります。

総合計画は、本市がめざす将来都市像や目標を定め、その実現に向けて取り組む施策の方向性を示しています。

総合計画に示す施策の方向性は、国際社会全体の目標であるSDGsのめざす17の目標とスケールは違うものの、そのめざすべき方向性は同様であり、総合計画に沿って施策を推進することで、SDGsの推進にもつながります。

総合計画における施策体系とSDGsの関係性を整理し、各分野においてSDGsの目標達成に向けた取組を意識しながら、それぞれの施策を推進します。

【SDGs 17 のゴールのロゴと内容】

目標 1	貧困をなくそう	 1 貧困をなくそう 人々	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓をゼロに	 2 飢餓をゼロに 食事	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	すべての人に健康と福祉を	 3 すべての人に 健康と福祉を 心	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	質の高い教育をみんなに	 4 質の高い教育を みんなに 本	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を実現しよう	 5 ジェンダー平等を 実現しよう 男女	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6	安全な水とトイレを世界中に	 6 安全な水とトイレ を世界中に 水滴	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 太陽	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	働きがいも経済成長も	 8 働きがいも 経済成長 グラフ	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9	産業と技術革新の基盤をつくろう	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 工場	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10	人や国の不平等をなくそう	 10 人や国の不平等 をなくそう 矢印	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11	住み続けられるまちづくりを	 11 住み続けられる まちづくりを 建物	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12	つくる責任つかう責任	 12 つくる責任 つかう責任 ∞	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動に具体的な対策を	 13 気候変動に 具体的な対策を 地球	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14	海の豊かさを守ろう	 14 海の豊かさを 守ろう 魚	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸の豊かさも守ろう	 15 陆の豊かさも 守ろう 木	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	平和と公正をすべての人に	 16 平和と公正を すべての人に 鳩	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 花	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

施策体系とSDGsの関係性

分 野	施 策	SDGs の 17 の目標																
		1 	2 	3 	4 	5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 	12 	13 	14 	15 	16 	17
第1章 保健・医療・福祉	1. 健康づくり			●														●
	2. 地域医療・市民病院			●	●					●								●
	3. 地域福祉・セーフティネット	●	●						●		●	●						●
	4. 国民健康保険・福祉医療・国民年金	●		●													●	●
	5. 子育て支援	●		●	●	●					●						●	●
	6. 高齢者福祉	●		●							●	●					●	●
	7. 障がい者福祉	●			●				●		●	●						●
第2章 教育・文化・人権	1. 学校教育				●													●
	2. 社会教育				●	●					●	●					●	●
	3. 歴史・文化・芸術				●				●			●						●
	4. 人権					●					●							●
	5. 多文化共生・国際交流				●						●							●
第3章 産業・環境・市民生活	1. 農業		●								●						●	●
	2. 商工業・雇用・消費者対策			●	●			●	●	●								●
	3. 観光・交流				●				●				●					●
	4. 環境保全				●		●	●				●	●	●	●	●		●
	5. 消防・救急				●							●		●				●
	6. 防災・危機管理	●		●								●	●					●
	7. 防犯・交通安全			●														●
第4章 交通・都市基盤・水環境	1. 都市計画										●		●	●				●
	2. 公共交通										●		●	●				●
	3. 道路				●						●		●					●
	4. 建築・住宅												●					●
	5. 公園・緑地												●	●	●			●
	6. 治水・水害対策			●								●	●	●				●
	7. 上水道						●			●		●		●				●
	8. 下水道		●				●			●		●	●	●		●		●
第5章 協働・行財政運営	1. 市民活動・コミュニティ												●					●
	2. 財政運営											●		●				●
	3. 行政経営									●			●					●
	4. 地域情報化										●							●
	5. 情報・魅力の発信									●								●